

国連責任投資原則 (PRI)

～GPIFの署名により高まる注目度～

経済環境調査部
研究員 物江陽子

これまで、投資先の企業を評価する際には財務情報の分析が中心となっていました。ESG投資は、投資先の企業を評価する際に財務情報だけでなく、財務情報には表れない企業の環境(E)、社会(S)、ガバナンス(G)の3つの分野に関するESG情報も考慮する投資です。

「ESG投資を考える」シリーズ第2回では、ESGの生みの親である国連責任投資原則(PRI)の内容や成り立ち、署名機関の現状、署名に伴う義務などについて紹介します。

PRIの成り立ち

そもそもESGという概念は、国連の責任投資原則(Principles for Responsible Investment: PRI)が提唱したとされています。PRIは、投資判断にESGを組み込むことや、投資先企業にESGに関する開示を求めること、などからなる六つの原則です(図表1)。2005年初めに、当時の国連事務総長だったコフィ・アナン氏が、ノルウェー政府年金基金やカリフォルニア州職員退職年金基金(カルパス)など、機関投資家21機関にPRIの作成を呼びかけ、起草が始まりました。その背景には、「金融は世界経済の原動力となっているものの、投資判断には環境・社会・ガバナンスの視点一言い換えれば持続可能な発展の原則が、十分に反映されていない」という認識があると、アナン氏は述べています¹。PRIは、21の機関投資家の代表者に加えて、資産運用業界や国際機関、市民社会から総勢70名の専門家が参加して8か月かけて起草され、2006年4月にニューヨーク証券取引所で公表されました。

PRI署名機関の現状

PRIが公表された当初、署名機関(Signatory)は68機関(運用資産合計2兆ドル超)でしたが、2015年12月28日現在、1,446機関(運用資産合計59兆ドル超)にまで増加しています。(図表2)。

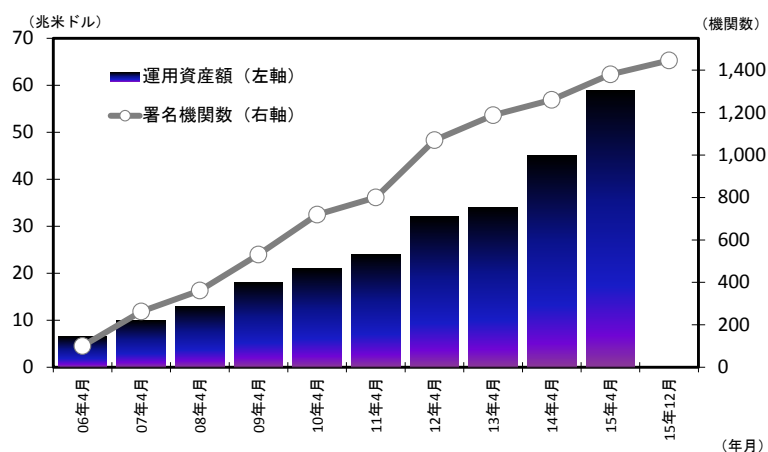
¹ UNEP Finance Initiative and UN Global Compact (2006) “United Nations Secretary-General Launches “Principles for Responsible Investment” Backed by World’s Largest Investors”

図表1 国連責任投資原則 (PRI)

1. 私たちは投資分析と意思決定プロセスにESGの課題を組み込みます。
2. 私たちは活動的な株式所有者となり、株式の所有方針と所有習慣にESG問題を組み込みます。
3. 私たちは投資対象に対してESG問題について適切な開示を求めます。
4. 私たちは資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行います。
5. 私たちは本原則を実行する際の効果を高めるために協働します。
6. 私たちは本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

(出所) PRI ウェブサイトより大和総研作成

図表2 PRI 署名機関数とその資産運用額



(注) 2015年12月28日時点の情報に基づく。なお、2015年12月時点での運用資産額は未公表
(出所) PRI ウェブサイトより大和総研作成

署名機関には三種類あり、①アセット・オーナー (300 機関)、②インベストメント・マネジャー (949 機関) のほか、③プロフェッショナル・サービス・パートナー (197 機関) となっています²。耳慣れない言葉かもしれませんが、①のアセット・オーナーは、年金基金や政府準備金、財団などの運用資産の保有者、②のインベストメント・マネジャーは、①から資産を受託して運用する運用機関など、③のプロフェッショナル・サービス・パートナーは、①や②に資産運用に関する商品やサービスを提供する会社です。

これらのうち、インベストメント・バリュー・チェーンの最上流に位置し、資産運用の意思決定を行うのが、①のアセット・オーナーです。そこで、どの国のアセット・オーナーがどのくらい PRI に署名しているのか、世界のアセット・オーナーの国別 PRI 署名機関数を確認すると、英国やオランダ、オーストラリアなど欧米諸国が多いのがわかります (図表3)。なかでも欧州の署名機関が多く、全署名機関の約6割を占めています。アジアのアセット・オーナーの署名は少なく、署名機関数では日本が9機関で12位に入っていますが、その他には韓国の1機関とインドネシアの1機関のみが署名している状況です。

² 署名機関数はいずれも2015年12月28日時点。

図表3 世界のアセット・オーナーの PRI 署名状況（国別機関数）

順位	国名	署名機関数	順位	国名	署名機関数
1	英国	43	8	スウェーデン	16
2	オランダ	37	9	フランス	11
3	オーストラリア	34	10	フィンランド	11
4	カナダ	25	11	スペイン	10
5	米国	24	12	日本	9
6	ブラジル	17	-	その他	46
7	ドイツ	17		合計	300

(注) 署名機関数は 2015 年 12 月 28 日時点
(出所) PRI ウェブサイトより大和総研作成

署名に伴う義務

①アセット・オーナーと②インベストメント・マネジャーが PRI に署名するためには、報告義務と年会費という二つの要件を満たす必要があります。報告義務については、署名機関になってから一年間は免除されますが、それ以降は毎年、PRI のフレームワークに従って活動報告をしなければなりません。活動報告の結果はレポートとしてウェブサイトで公開されます。年会費については運用資産の額に応じて額が設定されています。③プロフェッショナル・サービス・パートナーは、報告義務は課されませんが、従業員の数に応じて設定された年会費を支払う必要があります。署名機関になることで、PRI 遵守に関するツールやウェビナー³などのサポートを受けることができるほか、署名会員との情報共有の機会が得られるとされています。

GPIF の署名により高まる注目度

日本からは、アセット・オーナー9機関のほか、インベストメント・マネジャー22機関、プロフェッショナル・サービス・パートナー7機関の合計38機関が署名しています⁴。なかでも、2015年9月に日本最大の機関投資家である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が PRI に署名したことは、資産運用業界でも注目されました。GPIF は、同月発表した「ESG の取組みに係る基本方針」で、「運用受託機関が行っている投資先企業へのエンゲージメント活動の中で、これまで以上に ESG を考慮した『企業価値の向上や持続的成長』のための自主的な取組みを促す」こと、「運用受託機関に対して、国連責任投資原則の署名状況について報告を求め、署名しているのであれば活動状況及び活動内容を、署名していないのであればその理由を説明するようそれぞれ求める」ことなどを示しました⁵。このような GPIF の方針発表により、日本の資産運用業界においても ESG への取り組みが広がる可能性があります。

（次回予告：ESG 投資の市場規模） 以上

³ ウェブ上で行うセミナーのこと。

⁴ 署名機関数はいずれも 2015 年 12 月 28 日時点。

⁵ 年金積立金管理運用独立行政法人（2015）「国連責任投資原則への署名について」、原文中で引かれている下線は、本稿では除いた。